



山形県公報

平成22年10月29日（金）
第2190号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…1134
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（村山総合支庁福祉企画課）…1135
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ 同 ）…1136
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定……………（ 同 ）… 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の  
変更……………（ 同 ）… 同
- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………（みどり自然課）… 同
- 昭和45年9月県告示第1026号（鳥獣保護区の設定）の一部改正……………（ 同 ）…1138
- 昭和55年10月県告示第1850号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（ 同 ）…1139
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………（ 同 ）…1140
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…1141
- 同……………（庄内総合支庁建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1142
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（ 同 ）… 同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 同

### 公 告

- 平成22年度准看護師試験の実施……………（保健業務課）…1143
- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業・まちづくり振興課）…1144
- 平成23年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者の募集……………（教育委員会）… 同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第857号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地        | 指定年月日      |
|------------------|-------------------|------------|
| 医療法人社団充歯会 佐藤歯科医院 | 東村山郡山辺町大字山辺1269の5 | 平成22. 9. 1 |
| 北村山在宅診療所         | 東根市温泉町二丁目5番3号     | 同 10. 1    |

### 山形県告示第858号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地          | 廃止年月日       |
|-----------|---------------------|-------------|
| 佐藤歯科医院    | 東村山郡山辺町大字山辺町浦1269-5 | 平成22. 8. 31 |
| 日本調剤 酒田薬局 | 酒田市千石町二丁目14番30号     | 同 9. 30     |

### 山形県告示第859号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称              | 施設又は実施する事業の種類                | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日      |
|------------------------|------------------------------|-------------------|------------|
| 認知症対応型通所介護事業所 つどいの家東平田 | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護 | 酒田市生石字登路田115-8    | 平成22. 9. 1 |
| デイサービス けやきの森           | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護 | 山形市大字漆山字念仏段1903-1 | 同 10. 1    |

|             |                                      |                |   |
|-------------|--------------------------------------|----------------|---|
| デイサービス かけはし | 認知症対応型通所<br>介護<br>介護予防認知症対<br>応型通所介護 | 鶴岡市民田字代家田100番1 | 同 |
|-------------|--------------------------------------|----------------|---|

**山形県告示第860号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社ヤマコー           | 株式会社ヤマコー 商事事業部<br>山形市鉄砲町二丁目17番48号 | 福祉用具貸与   | 平成22. 8. 26 |
| 株式会社ヤマコー           | 株式会社ヤマコー 商事事業部<br>山形市鉄砲町二丁目17番48号 | 特定福祉用具販売 | 同           |
| 特定非営利活動法人あじさい      | あじさいの家<br>西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1      | 通所介護     | 同 9. 24     |
| 山形農業協同組合           | J Aやまがた福祉センター青田<br>山形市青田一丁目4番21号  | 通所介護     | 同 10. 8     |

**山形県告示第861号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称 | 事業所の名称及び所在地                             | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------------------------------|---------|-------------|
| 合同会社オリーブの木         | オリーブの木 指定居宅介護支援事業所<br>寒河江市大字柴橋1448番地の35 | 居宅介護支援  | 平成22. 7. 26 |
| 株式会社おおぞら           | 居宅介護支援事業所おおぞら<br>西村山郡大江町大字原田9番地の6       | 居宅介護支援  | 同 8. 26     |

**山形県告示第862号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類          | 指定年月日       |
|----------------------|-----------------------------------|------------------|-------------|
| 株式会社ヤマコー             | 株式会社ヤマコー 商事事業部<br>山形市鉄砲町二丁目17番48号 | 介護予防福祉用具<br>貸与   | 平成22. 8. 26 |
| 株式会社ヤマコー             | 株式会社ヤマコー 商事事業部<br>山形市鉄砲町二丁目17番48号 | 特定介護予防福祉<br>用具販売 | 同           |
| 特定非営利活動法人あじさい        | あじさいの家<br>西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1      | 介護予防通所介護         | 同 9. 24     |

|          |                                  |          |         |
|----------|----------------------------------|----------|---------|
| 山形農業協同組合 | J Aやまがた福祉センター青田<br>山形市青田一丁目4番21号 | 介護予防通所介護 | 同 10. 8 |
|----------|----------------------------------|----------|---------|

**山形県告示第863号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|------------------------------------|-----------------------------|-----------------|-------------|
| 特定非営利活動法人山形自立支援創造事業舎<br>山形市末広町2番6号 | みちのく屋台こんにやく道場<br>山形市末広町2番6号 | 就労継続支援B型        | 平成22. 8. 25 |

**山形県告示第864号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の<br>名称及び主たる事務所の所在地      | 施設の名称及び所在地                                    | 施設入所支援以外の<br>施設障害福祉<br>サービスの種類 | 入所定員 | 指定年月日           |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------|------|-----------------|
| 社会福祉法人敬天会<br>北村山郡大石田町大字大石田甲<br>574番地 | 指定障害者支援施設 水<br>明苑<br>北村山郡大石田町大字横<br>山4042番地の3 | 生 活 介 護                        | 80名  | 平成<br>22. 9. 30 |

**山形県告示第865号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス<br>事業者の名称及び主たる<br>事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  |              | 障 害 福 祉<br>サービスの<br>種類 | 変更年月日       |
|--------------------------------------|------------------------------|--------------|------------------------|-------------|
|                                      | 変 更 前                        | 変 更 後        |                        |             |
| 社会福祉法人上山市社会<br>福祉協議会<br>上山市南町4番5-12号 | 上山市社会福祉協議会指定障害者居宅介護支援事業<br>所 |              | 居 宅 介 護                | 平成22. 6. 28 |
|                                      | 上山市石崎一丁目7番68<br>号            | 上山市南町4番5-12号 |                        |             |

**山形県告示第866号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 大沼鳥獣保護区（山形市及び東村山郡山辺町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
  - ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、標高600メートル前後に位置しており、ミズナラやカエデ類等の落葉広葉樹が見られる。スギやカラマツの植林地が広がり、区域内には多数の沼及び湿原が散在している。  
このように、豊かな植生と水辺環境があることから、里山に生息する鳥獣が多数見られるとともに、冬にはコガモやマガモ等の渡り鳥が飛来する等多様な鳥類の生息及び繁殖のための重要な地域となっている。  
また、当該区域の大部分が「県民の森」として整備されていることから、身近に鳥獣を観察できる環境が整っている。  
このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。
- 2 (1) 名 称 田麦野鳥獣保護区（天童市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
  - ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、天童市田麦野地区の南側斜面に位置し、最大標高は区域南端部の464.8メートルとなっており、田畑及びスギやカラマツの林で覆われているとともに、里山に生息する鳥獣が多数見られ、自然環境学習等に広く活用されている。  
このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。
- 3 (1) 名 称 関山鳥獣保護区（東根市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、標高1,000メートル前後の山岳地帯が続き、ブナミズナラ群落、クリーミズナラ群落等のブナ及びミズナラ域代償植生のほか、伐跡群落やスギ植林地が混在する地域となっており、餌となる動植物が豊富であることから、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンザル等の大型獣類をはじめとした多様な鳥獣相が見られる地域である。  
また、区域の東部には林野庁が「緑の回廊」を設定しており、森林生態系の保全のための野生鳥獣の生息地及び個体群の交流域としての意義は大きい。  
このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。
- 4 (1) 名 称 今神鳥獣保護区（最上郡戸沢村）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、最上郡戸沢村の南部にある高倉山を中心とした地域で、大部分が今神山自然環境保全地域と重複し、北部は角川上流部長倉川支流の今神沢と鹿ノ入沢に挟まれ、南部は最上郡大蔵村と稜線で境された低山帯の地域である。

また、鹿ノ入沢本流の浄ノ滝、支流のケント沢上流、今熊山南面等には峻険な崖錐が見られるほか、湖沼の御池も有し、景観が優れているとともに多様な環境を有している。

このような野生鳥獣にとって多様な生息環境を反映して、ニホンカモシカをはじめとした様々な鳥獣が生息している。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 5 (1) 名称 三瀬鳥獣保護区（鶴岡市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、鶴岡市由良と同市三瀬との間に位置し、区域の西側は日本海である。

区域の西南部には、国の天然記念物及び県の自然環境保全地域に指定されている気比神社社叢があり、ブナ、ケヤキ、イタヤカエデ等の天然林が本県日本海沿岸の原生林を模式的に示している貴重な場所である。区域の北東部から中央部にかけては針葉樹林となっているが、部分的に針広混交林が見られ、北部は国道7号に面し、一部が農地になっており、最大標高は区域中央部の136.5メートルとなっている。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第867号

昭和45年9月県告示第1026号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から施行する。  
平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2号中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「生活環境部みどり自然課」に改め、第3号を次のように改める。

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

第3号の次に次の1号を加える。

## (4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、標高1,000メートル前後の山岳地帯が続き、ブナ・ミズナラ群落、クレーミズナラ群落等のブナ及びミズナラ域代償植生のほか、伐跡群落やスギ植林地が混在する地域になっており、餌となる動植物が豊富であることから、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンザル等の大型獣類をはじめとした多様な鳥獣相が見られる地域である。

また、区域の東部には林野庁が「緑の回廊」を設定しており、森林生態系の保全のための野生鳥獣の生息地及び個体群の交流域としての意義は大きい。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。



## 山形県告示第868号

昭和55年10月県告示第1850号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から施行する。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、最上郡戸沢村の南部にある高倉山を中心とした地域で、大部分が今神山自然環境保全地域と重複し、北部は角川上流部長倉川支流の今神沢と鹿ノ入沢に挟まれ、南部は最上郡大蔵村と稜線<sup>りょうせん</sup>で境された低山帯の地域である。

また、鹿ノ入沢本流の浄ノ滝、支流のケント沢上流、今熊山南面等には峻険な崖<sup>しゅん</sup>錐<sup>がいつい</sup>が見られるほか、湖沼の御池も有し、景観が優れているとともに多様な環境を有している。

このような野生鳥獣にとって多様な生息環境を反映して、ニホンカモシカをはじめとした様々な鳥獣が生息している。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

第2項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、鶴岡市由良と同市三瀬との間に位置し、区域の西側は日本海である。

区域の西南部には、国の天然記念物及び県の自然環境保全地域に指定されている気比神社社叢があり、ブナ、ケヤキ、イタヤカエデ等の天然林が本県日本海沿岸の原生林を模式的に示している貴重な場所である。区域の北東部から中央部にかけては針葉樹林となっているが、部分的に針広混交林が見られ、北部は国道7号に面し、一部が農地になっており、最大標高は区域中央部の136.5メートルとなっている。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

第3項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

第3項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、標高600メートル前後に位置しており、ミズナラやカエデ類等の落葉広葉樹が見られる。スギやカラマツの植林地が広がり、区域内には多数の沼及び湿原が散在している。

このように、豊かな植生と水辺環境があることから、里山に生息する鳥獣が多数見られるとともに、冬に

はコガモやマガモ等の渡り鳥が飛来する等多様な鳥類の生息及び繁殖のための重要な地域となっている。

また、当該区域の大部分が「県民の森」として整備されていることから、身近に鳥獣を観察できる環境が整っている。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

第4項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

第4項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、天童市田麦野地区の南側斜面に位置し、最大標高は区域南端部の464.8メートルとなり、田畑及びスギやカラマツの林で覆われているとともに、里山に生息する鳥獣が多数見られ、自然環境学習等に広く活用されている。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

#### 山形県告示第869号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 酢川特定猟具使用禁止区域（山形市及び上山市）  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 隔間場特定猟具使用禁止区域（山形市）  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 虚空蔵山特定猟具使用禁止区域（上山市）  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 新鶴子ダム特定猟具使用禁止区域（尾花沢市）  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器及びわな
- 5 (1) 名 称 大樽川特定猟具使用禁止区域（米沢市）  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器



- 6 (1) 名 称 棒特定猟具使用禁止区域（西置賜郡飯豊町）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 長沼特定猟具使用禁止区域（鶴岡市及び東田川郡三川町）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

**山形県告示第870号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年10月29日から同年11月11日まで縦覧に供する。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長        |
|------------------------------|------|-------------------|------------|
| 米沢市大字梓川字道下536番から<br>同 530番まで | 旧    | 9.2メートル<br>} 8.6  | メートル<br>15 |
| 同 上                          | 新    | 11.5メートル<br>} 8.6 | 同 上        |

**山形県告示第871号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年10月29日から同年11月11日まで縦覧に供する。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|---------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 東田川郡庄内町家根合字沼田283番から<br>同 283番まで | 旧    | 17.8メートル<br>} 12.0 | メートル<br>113 |
| 同 上                             | 新    | 18.5メートル<br>} 12.0 | 同 上         |

**山形県告示第872号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年10月29日から同年11月11日まで縦覧に供する。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町家根合字沼田283番から  
同 283番まで
- 3 供用開始の期日 平成22年10月29日

**山形県告示第873号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第121号
- 2 指定の場所 東根市一本木三丁目7519番59の一部、7519番62
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル  
延長66.24メートル
- 4 指定年月日 平成22年10月21日

**山形県告示第874号**

次の開発行為は、完了した。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年6月29日 指令村総建第5017号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市小林二丁目6812番32、6812番36、6812番37、6812番38、6812番39、6812番40、6812番41、6812番42、6812番43、6812番44、6812番45、6812番46、6812番47、6812番48、6812番49、6812番50、6812番51、6812番52、6812番53、6812番54、6812番55、6812番56、6812番57、6812番58、6812番59、6812番60、6812番61、6812番62、6812番63、6812番64、6812番65、6812番66、6812番67、6812番68、6812番69、6812番70、6812番71、6812番72、6812番73、6812番74、6812番75、6812番76、6812番77、6812番78、6812番79、6812番80、6812番81、6812番82、6812番83、6812番84、6812番85、6812番86、6812番87、6812番88、6812番89、6825番1、7642番8、7643番3、7644番5
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東根市板垣大通り29号  
株式会社ハウズプランナー不動産

**教育委員会関係****規 則**

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月29日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第13号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

|     |           |     |  |      |   |
|-----|-----------|-----|--|------|---|
| 別表中 | 山形県立酒田聾学校 | 幼稚部 |  | 1～3年 | を |
|     |           | 小学部 |  | 6年   |   |
|     |           | 中学部 |  | 3年   |   |

|              |          |  |      |       |
|--------------|----------|--|------|-------|
| 山形県立酒田特別支援学校 | 聴覚障がい教育部 |  |      | に改める。 |
|              | 幼稚部      |  | 1～3年 |       |
|              | 小学部      |  | 6年   |       |
|              | 中学部      |  | 3年   |       |
|              | 知的障がい教育部 |  |      |       |
|              | 小学部      |  | 6年   |       |
|              | 中学部      |  | 3年   |       |
|              | 高等部      |  | 3年   |       |

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成22年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年2月15日（火） 午後1時から午後3時30分まで
- (2) 場 所 山形市香澄町三丁目4番5号  
山形国際ホテル

2 受験手続

受験願書を平成22年12月1日（水）から同月7日（火）までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健薬務課に提出すること（郵送の場合は、平成22年12月7日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける）。

3 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課看護難病対策担当（電話023(630)2334）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年3月1日まで縦覧に供する。

平成22年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ジョーシン山形嶋店  
山形市嶋土地区画整理事業58街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
新潟ジョーシン株式会社 新潟県上越市藤野新田1174番地3  
代表取締役社長 山中庸隆
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
新潟ジョーシン株式会社 新潟県上越市藤野新田1174番地3  
代表取締役社長 山中庸隆
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成23年6月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,534平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 105台
  - (2) 駐輪場の収容台数 15台
  - (3) 荷さばき施設の面積 64平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 16立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前9時30分  
ロ 閉店時刻 午後10時30分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時から午後11時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前8時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成22年10月14日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年3月1日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

平成23年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

平成22年10月29日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 山形県立高等学校全日時の課程及び定時制の課程

| 学 校 名       | 全 日 制 の 課 程    |                                                                        | 定 時 制 の 課 程 |                        | 特 記                                                       |
|-------------|----------------|------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------|-----------------------------------------------------------|
|             | 設 置 学 科        | 入 学 定 員                                                                | 設 置 学 科     | 入 学 定 員                |                                                           |
| 山形県立山形東高等学校 | 普通             | 240                                                                    |             |                        |                                                           |
| 同 山形南高等学校   | 普通<br>理数       | 240<br>40                                                              |             |                        |                                                           |
| 同 山形西高等学校   | 普通             | 240                                                                    |             |                        |                                                           |
| 同 山形北高等学校   | 普通<br>音楽       | 200<br>40                                                              |             |                        |                                                           |
| 同 山形工業高等学校  | 工業             | 機械システム<br>電子システム<br>情報システム<br>建築システム<br>環境システム<br>40<br>40<br>40<br>40 |             |                        |                                                           |
| 同 山形中央高等学校  | 普通<br>体育       | 200<br>80                                                              |             |                        |                                                           |
| 同 霞城学園高等学校  |                |                                                                        | 普通          | 午前 40<br>午後 40<br>夜 40 |                                                           |
| 同 上山明新館高等学校 | 普通<br>農業<br>商業 | 食料生産<br>情報経営<br>40<br>40                                               |             |                        |                                                           |
| 同 天童高等学校    | 総合             | 160                                                                    |             |                        |                                                           |
| 同 山辺高等学校    | 家庭<br>看護       | 食 物<br>福 祉<br>看 護<br>40<br>40<br>40                                    |             |                        |                                                           |
| 同 寒河江高等学校   | 普通<br>農業       | 果 樹 園 芸<br>40                                                          |             |                        |                                                           |
| 同 寒河江工業高等学校 | 工業             | 機 械<br>電 子 機 械<br>情 報 技 術<br>土 木<br>40<br>40<br>40<br>40               |             |                        |                                                           |
| 同 谷地高等学校    | 普通             | 120                                                                    |             |                        |                                                           |
| 同 左沢高等学校    | 普通             | 120                                                                    |             |                        |                                                           |
| 同 村山農業高等学校  | 農業             | 農産システム<br>園芸サイエンス<br>環境クリエイト<br>40<br>40<br>40                         |             |                        |                                                           |
| 同 楯岡高等学校    | 普通             | 200                                                                    |             |                        |                                                           |
| 同 東根工業高等学校  | 工業<br>家庭       | 機械システム<br>総合技術<br>電子システム<br>生活クリエイト<br>40<br>40<br>40<br>40            |             |                        | 総合技術科自動車<br>専攻の20名、総合技<br>術科デザイン専攻の<br>20名を、それぞれ募<br>集する。 |
| 同 北村山高等学校   | 総合             | 160                                                                    |             |                        |                                                           |
| 同 新庄北高等学校   | 普通             | 200                                                                    | 普通          | 夜 40                   |                                                           |
| 同 最上校       | 普通             | 40                                                                     |             |                        |                                                           |
| 同 新庄南高等学校   | 普通<br>商業       | 120<br>40                                                              |             |                        |                                                           |
|             |                | 総合ビジネス                                                                 |             |                        |                                                           |

|   |            |    |          |     |    |      |   |    |                                                           |                                |
|---|------------|----|----------|-----|----|------|---|----|-----------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 同 | 新庄神室産業高等学校 | 農業 | 生物生産     | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 生物環境     | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            | 工業 | 機械システム   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 電気システム   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 環境デザイン   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 金山高等学校     | 普通 |          | 80  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 真室川高等学校    | 普通 |          | 80  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 米沢興譲館高等学校  | 普通 |          | 160 |    |      |   |    |                                                           | 一般入学者選抜において、普通科と理数科は、まとめて募集する。 |
|   |            | 理数 |          | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 米沢東高等学校    | 普通 |          | 160 |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 米沢工業高等学校   | 工業 | 機械       | 40  | 工業 | 産業   | 夜 | 40 | 全日制の課程において、機械科と生産システム科、電気科と意匠情報科、建築科と環境工学科は、それぞれまとめて募集する。 |                                |
|   |            |    | 生産システム   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 電気       | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 意匠情報     | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 建築       | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 環境工学     | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 米沢商業高等学校   | 商業 | 総合ビジネス   | 80  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 国際ビジネス   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 情報ビジネス   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 置賜農業高等学校   | 農業 | 生物生産     | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 園芸活用     | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 環境緑地     | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   | 飯豊分校       | 農業 | 農業       | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 南陽高等学校     | 普通 |          | 200 |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 高島高等学校     | 総合 |          | 120 |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 長井高等学校     | 普通 |          | 200 |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 長井工業高等学校   | 工業 | 機械システム   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 電子システム   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 環境システム   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 福祉情報     | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 荒砥高等学校     | 普通 |          | 80  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 小国高等学校     | 普通 |          | 80  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 鶴岡南高等学校    | 普通 |          | 160 |    |      |   |    |                                                           | 一般入学者選抜において、普通科と理数科は、まとめて募集する。 |
|   |            | 理数 |          | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 鶴岡北高等学校    | 普通 |          | 200 |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 鶴岡工業高等学校   | 工業 | 機械システム   | 40  | 工業 | 工業技術 | 夜 | 40 |                                                           |                                |
|   |            |    | 生産システム   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 電気電子システム | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 情報通信システム | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 建築システム   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            |    | 環境システム   | 40  |    |      |   |    |                                                           |                                |
| 同 | 鶴岡中央高等学校   | 普通 |          | 120 |    |      |   |    |                                                           |                                |
|   |            | 総合 |          | 160 |    |      |   |    |                                                           |                                |



|   |          |    |                                            |                      |    |  |      |  |
|---|----------|----|--------------------------------------------|----------------------|----|--|------|--|
| 同 | 加茂水産高等学校 | 水産 | 海 洋 技 術<br>海 洋 資 源                         | 40<br>40             |    |  |      |  |
| 同 | 庄内農業高等学校 | 農業 | 生 物 生 産<br>園 芸 科 学<br>生 物 環 境              | 40<br>40<br>40       |    |  |      |  |
| 同 | 山添高等学校   | 普通 |                                            | 80                   |    |  |      |  |
| 同 | 庄内総合高等学校 | 総合 |                                            | 120                  |    |  |      |  |
| 同 | 酒田東高等学校  | 普通 |                                            | 200                  |    |  |      |  |
| 同 | 酒田西高等学校  | 普通 |                                            | 200                  |    |  |      |  |
| 同 | 酒田商業高等学校 | 商業 | 国 際 経 営                                    | 120                  | 普通 |  | 夜 40 |  |
| 同 | 酒田工業高等学校 | 工業 | 機 械<br>電 子 機 械<br>エ ネ ル ギ ー 技 術<br>環 境 技 術 | 40<br>40<br>40<br>40 |    |  |      |  |
| 同 | 酒田北高等学校  | 普通 |                                            | 40                   |    |  |      |  |
| 同 | 遊佐高等学校   | 普通 |                                            | 80                   |    |  |      |  |

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記1「平成23年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

## 2 山形県立高等学校通信制の課程

| 学 校 名        | 設置学科 | 入学定員 |
|--------------|------|------|
| 山形県立霞城学園高等学校 | 普 通  | 120  |
|              | 服 飾  | 40   |
| 同 鶴岡南高等学校    | 普 通  | 80   |

(注) 入学志願に係る詳細については、別記2「平成23年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

## 3 山形県立特別支援学校の高等部

| 学 校 名      | 受入れ区域                                        | 設置学科           | 入学定員           |
|------------|----------------------------------------------|----------------|----------------|
| 山形県立山形盲学校  | 県 下 一 円                                      | 普 通<br>保 健 理 療 | 若 干 名<br>若 干 名 |
| 同 山形聾学校    | 県 下 一 円                                      | 普 通            | 若 干 名          |
| 同 山形養護学校   | 県 下 一 円                                      | 普 通            | 14             |
| 同 米沢養護学校   | 米沢市、南陽市、長井市、高島町、<br>川西町、小国町、白鷹町、飯豊町          | 普 通            | 14             |
| 同 ゆきわり養護学校 | 県 下 一 円                                      | 普 通            | 若 干 名          |
| 同 鶴岡養護学校   | 鶴岡市、庄内町、三川町                                  | 普 通            | 14             |
| 同 酒田特別支援学校 | 酒田市、遊佐町                                      | 普 通            | 14             |
| 同 新庄養護学校   | 新庄市、金山町、最上町、舟形町、<br>真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村         | 普 通            | 14             |
| 同 村山特別支援学校 | 山形市、寒河江市、上山市、天童市、<br>山辺町、中山町、西川町、朝日町、<br>大江町 | 普 通            | 11             |
| 同 楯岡校      | 村山市、東根市、尾花沢市、河北町、<br>大石田町                    | 普 通            | 11             |

|            |                                                                                            |     |    |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|
| 同 上山高等養護学校 | 山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町 | 普 通 | 24 |
| 同 鶴岡高等養護学校 | 鶴岡市、酒田市、新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、庄内町、三川町、遊佐町                                       | 普 通 | 16 |

- (注) 1 受入れ区域については、特に必要があると認められる場合は、上記によらないことがある。  
 2 入学志願に係る詳細については、別記3「平成23年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項」に定めるところによる。

#### 4 山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名           | 設置学科 | 入学定員 |
|-----------------|------|------|
| 山形県立山 辺 高 等 学 校 | 看 護  | 40   |

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記4「平成23年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

#### 5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

| 学 校 名         | 受入れ区域   | 設置学科    | 入学定員 |
|---------------|---------|---------|------|
| 山形県立山 形 盲 学 校 | 県 下 一 円 | 理 療     | 若干名  |
| 同 山 形 聾 学 校   | 県 下 一 円 | 商 業 技 術 | 若干名  |
|               |         | 生 産 技 術 | 若干名  |

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記5「平成23年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

#### 別記1

平成23年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

##### 第1 推薦入学者選抜

###### 1 志願資格

推薦入学者選抜を志願することのできる者は、平成23年3月に山形県内の中学校又はこれに準ずる山形県内の学校（以下第1において「中学校」という。）を卒業する見込みの者で、志願先高等学校の推薦要件を満たし、かつ在籍中学校長の推薦を得た者とする。

###### 2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

###### 3 対象学科・募集人員

別に定める。

###### 4 出願に必要な書類及び提出期間

###### (1) 出願に必要な書類

###### イ 共通に必要な書類

(イ) 推薦入学願書

(ロ) 在籍中学校長の推薦書

(ハ) 調査書

###### ロ 個別に必要な書類

(イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、平成23年1月24日（月）から1月28日（金）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要なに応じて実施等される適性検査、作文・実技検査等の結果を各高等学校で定めた選抜規準に照らし行う。

- (1) 面接、適性検査及び作文・実技検査等は、平成23年2月8日（火）に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成23年2月16日（水）必着で、在籍中学校長あて郵送する。ただし、合格者の発表は、平成23年3月17日（木）に行う。

第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、平成23年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立金山高等学校、県立小国高等学校）

3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、平成23年1月24日（月）から1月28日（金）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

- (1) 面接は、平成23年2月9日（水）に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成23年2月16日（水）必着で、在籍中学校長あて郵送する。ただし、合格者の発表は、平成23年3月17日（木）に行う。

第3 一般入学者選抜

1 志願資格

一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 平成23年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程（以下第3において「中学校」という。）を修了（以下第3において「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則の定めるところによる。

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

- イ 入学願書
- ロ 調査書

(2) 個別に必要な書類

- イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成23年2月21日（月）から2月25日（金）正午までの間に、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行う。なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

- (1) 学力検査は、平成23年3月10日（木）に志願先高等学校で受検するものとする。
- (2) 面接は、平成23年3月10日（木）学力検査終了後に志願先高等学校で受検するものとする。ただし、志願状況等に応じては、面接を翌日の平成23年3月11日（金）とすることがある。
- (3) 適性検査は、平成23年3月11日（金）に志願先高等学校で行うものとする。
- (4) 合格者の発表は、志願先高等学校において平成23年3月17日（木）に受検番号によって行う。

#### 第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜

##### 1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1 志願資格」に該当し、平成23年4月1日現在で20歳以上の者とする。

##### 2 出願に必要な書類及び提出期間

- (1) 入学願書
- (2) 出身中学校の卒業証明書
- (3) 提出期間

入学願書及び卒業証明書は、平成23年2月21日（月）から2月25日（金）正午までの間に、志願者が志願先高等学校長に提出する。

##### 3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

- (1) 作文及び面接は、平成23年3月10日（木）に行う。
- (2) 合格者の発表は、平成23年3月17日（木）に受検番号によって行う。

#### 第5 注意事項

- 1 入学願書には、受験料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。
- 2 国立諸学校に合格し入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。
- 3 この要項に定めるもののほか、細部については、平成23年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

#### 別記2

##### 平成23年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

##### 1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成23年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記2において「中学校」という。）を修了（以下別記2において「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の平成23年度入学予定者に限る。

##### 2 募集区域

県下一円

##### 3 出願に必要な書類及び提出期間

- (1) 入学願書  
学校所定のものに受験料として300円の山形県収入証紙をはり、消印しないこと。
- (2) 調査書  
全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。
- (3) 提出期限

平成23年3月1日（火）から3月23日（水）午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

#### 4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

(1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。

(2) 合格者の発表は、平成23年3月28日（月）までに行う。3(3)本文の期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。

#### 5 その他

(1) 細部については、平成23年山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

(2) 出願に必要な書類は、志願先高等学校長に提出する。

### 別記3

#### 平成23年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

#### 1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 中学校又は特別支援学校の中学部を平成23年3月卒業見込みの者

ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者

ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者

ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する者であること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校においては、知的発達の遅滞があり、一般就労を目指す教育課程を履修できる者とする。

#### 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

#### 3 入学志願及び調査書等の提出

(1) 入学志願は1人1校とする。

(2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校並びに特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

(3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

#### 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

#### 5 選考方法

(1) 選考は、各学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

(2) 各学校長は関係学校長から送付された調査書等並びに学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

(3) 学力検査の問題は、「小学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号、平成15年12月一部改正）」、「中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第176号、平成15年12月一部改正）」及び「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年文部省告示第61号、平成15年12月一部改正、平成19年3月文部科学省告示第46号）（平成21年3月文部科学省告示第39号）」並びに関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

※新中学校学習指導要領への移行期間中であるため、文部科学省告示第99号（平成20年6月13日付け）に示された、各学年ごとに生徒が履修する数学と理科の内容も出題する。

#### 6 合格者の発表

各学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行うとともに、志願者の在籍又は出身学校長を経由し、志願者に通知する。

## 7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

## 別記4

## 平成23年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項

## 第1 山辺高等学校専攻科（看護）

## 1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を、平成23年3月卒業見込みの者とする。

## 2 出願期間

平成23年1月28日（金）から2月3日（木）正午まで

## 3 提出書類

学校所定の入学願書

受験料は要しない。

## 4 選抜

卒業の判定をもって行う。

## 5 合格発表

平成23年2月18日（金）正午予定

## 6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

## 別記5

## 平成23年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

## 1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 高等学校又は特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい）の高等部を平成23年3月卒業見込みの者

ロ 高等学校又は特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい）の高等部を卒業した者

ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者

ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。

## 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

## 3 入学願書及び調査書等の提出

(1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

(2) 調査書等は、入学願書を経由する学校長等が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。

## 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

## 5 選考方法

(1) 選考は、各学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

(2) 各学校長は関係学校長から送付された調査書等並びに学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

(3) 学力検査の問題は、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」、「高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号、平成15年12月一部改正）」及び「特別支援学校高等部学習指導要領（平成11年文部省告示第62号、平成15年12月一部改正、平成19年3月文部科学省告示第46号）（平成21年3月文部科学省告示第40号）」並びに関係特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい）の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。

## 6 合格者の発表

各学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。



## 7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

| 発行年月日        | 県公報<br>番 号 | ページ  | 正 誤   |                   | 正                 |
|--------------|------------|------|-------|-------------------|-------------------|
|              |            |      | 行     | 誤                 |                   |
| 平成21. 10. 30 | 第2089号     | 1158 | 11    | こうした              | このため              |
| 平成22. 10. 22 | 第2188号     | 1115 | 下から14 | 10月19日から同年11月 1 日 | 10月22日から同年11月 4 日 |

平成22年10月29日印刷  
平成22年10月29日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056